

# 周辺部への誘客キャンペーン業務 仕様書

## 1 業務名称

周辺部への誘客キャンペーン業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務目的

市バスは、市内中心部の一部の黒字系統が周辺部の赤字系統を支えている状況、地下鉄は、コロナ前と比べ周辺駅での御利用の回復が鈍い状況のため、両事業とも周辺部への誘客を図ることで、御利用を増加させていく必要がある。

一方で、観光需要の本格化により、市内中心部において、市バスの一部路線・時間帯で混雑が生じており、地下鉄とバスを組み合わせた移動経路に観光客を誘導することで、市バスに集中する観光客を分散し、混雑緩和を図る必要もある。

このような状況の下、交通局では、「更なる増客」と「市バスの混雑対策」を目的として、全庁組織「地下鉄・バス「MOTTO!」利用促進本部」の下、「もっと周辺部のバスに乗ろう!」「もっと地下鉄を組み合わせて移動しよう!」「もっと沿線地域を活性化しよう!」という「3つのもっと」をモットーに、「市バス赤字系統の利用促進」と「地下鉄とバスを組み合わせた移動への誘導」に取り組んでいる。

本業務は、この観点の下、「洛西“SAIKO”プロジェクト」や「meet us山科-醍醐」との連携も図りながら、「洛西地域」「山科・醍醐地域」を中心とした市内周辺部への誘客キャンペーンの実施を委託するものである。

なお、本業務は、観光庁「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」の採択事業として、国の補助金を活用することとしており、本業務の実施により、キャンペーンを実施するエリアを運行する市バス・地下鉄の1日当たりのお客様数の増加を目指すものであることにも留意すること。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日(土)まで

(うちキャンペーン実施期間：令和7年10月1日(水)から12月31日(水)まで)

## 4 委託金額の上限

金10,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 本業務に必要なデータ制作、業務遂行上必要となる調整及び手続き、経費負担等を含むものとする。

## 5 委託内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

なお、契約締結後には速やかに事業計画やスケジュールを記載した業務計画書を提出すること。

## (1) 誘客キャンペーンの実施

「もっと周辺部のバスに乗ろう!」「もっと地下鉄を組み合わせせて移動しよう!」「もっと沿線地域を活性化しよう!」という「3つのもっと」の下、「市バス赤字系統の利用促進」と「地下鉄とバスを組み合わせさせた移動への誘導」に資する企画を立案し、実施すること。ただし、企画内容には、以下を備えること。

- ① 「洛西地域」「山科・醍醐地域」を中心として、同地域の魅力が十分に伝わる「モノ・コト」を企画し、誘客に繋げること。
- ② 訴求するターゲット層を設定すること。ただし、その設定根拠を明確に示すこと。
- ③ 「市バス赤字系統の利用促進」「地下鉄とバスを組み合わせさせた移動への誘導」に資するキャンペーンとすること。ただし、それを担保する実施手法とすること。

### 【企画内容の例】

「とっておきの京都」や府市連携による周遊観光「まるっと京都」など、本市の観光施策と親和性の高い企画

## (2) プロモーションの実施

キャンペーンのプロモーションについて、ターゲット層へ効果的にリーチするよう、様々なチャンネルを組み合わせせて多面的に実施すること。

## (3) 実績報告書の提出

キャンペーンの効果を明確に測定できる指標を定め、キャンペーン終了後、当該指標に基づき効果測定を行い、測定結果及びキャンペーンの実施内容を取りまとめた実績報告書として提出すること。ただし、発注者が途中経過の報告を求める場合は、それに応じること。

### 【指標の例】

参加者数／アンケート調査等による満足度測定／各プロモーションチャンネルの効果(PV数、指名検索数、インプレッション、リーチ、エンゲージメント等)

※ あくまでも例であり、これらによることを必須とはしない。

## 6 協議

キャンペーンの内容に関しては、制作の段階で都度、発注者と協議し発注者の承認を得るまで校正を行うこと。また、受注者は、発注者との協議結果を記録にまとめ、協議終了後速やかに提出すること。

## 7 仕様書の変更

発注者は、仕様書の定めるところにかかわらず、本業務を迅速・適切に遂行するために必要であり、かつ、適当と認めた時には、受注者と協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。

## 8 支払手続等

受注者は、本業務の実施内容及び要した経費を報告し、経費が当初の見積金額を下回る場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

## 9 著作権等

- (1) 本業務を通じて著作権その他知的財産権が生じた場合、その権利は全て発注者に帰属するものとする。ただし、事前に書面による発注者の同意を得た場合はこの限りでない。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負う。

## 10 再委託の禁止等

- (1) 業務の一括再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、京都市交通局契約規定第44条の規定に基づき、あらかじめ書面により発注者の承認を得ること。
- (2) 再委託先は、本業務において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

## 11 遵守事項

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書、発注者の各規程その他の諸法規を遵守すること。また、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意するとともに、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。
- (2) 受注者は発注者と十分連絡を取り合い、本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従うこと。